



障害者総合支援法の改正案を国会に提出 ～厚労省、平成29年4月施行目指す～

◆障害者総合支援法等の改正案が3月1日に厚労省から国会に提出され、一部の内容を除いて2018年4月1日の施行を目指すこととされています。この改正法案の柱の一つは、現行法での「高額障害福祉サービス費等給付費」の支給対象者を広げることで、支給対象者が介護保険サービスを利用する場合、介護保険事業者が通常通り求める1割の利用者負担を、市町村が同給付費を支給することで負担軽減するというものです。65歳になるまで長期間にわたって所定の障害福祉サービスを利用していることが前提で、所得のほか障害の程度なども勘案することとしています。

障害福祉サービスは介護保険と同様に利用料の1割の自己負担がありますが、障害者総合支援法は同じサービスがある場合は介護保険を優先利用するよう定めており、65歳になると新たに負担が生じるとともに、サービスの内容が変わるなどの問題点が指摘されました。

このほかにも障害者の高齢化に対応した政策として「自立生活援助」「就労定着支援」などの新サービスを設けることが盛り込まれています。「自立生活援助」は、施設やグループホームで暮らす人がアパート等に移って一人暮らしすることを支えるため、定期的な巡回訪問や随時対応をするサービスで、空いた施設やグループホームで高齢や重度の人を受け入れることも予定されています。また、「就労定着支援」は一般企業に雇用された障害者のストレスや金銭管理など生活上の課題を一定期間支援するもので、定着率の低い精神障害者等を対象としたものです。

(参考：毎日新聞/福祉新聞)

＜改正法案のポイント＞

- ▶ 「自立生活援助」の創設
施設等を利用していただいていた人への定期巡回・臨時対応サービス
- ▶ 「就労定着支援」の創設
一般就労時の生活支援のため事業所・家族間の連絡調整を行うサービス
- ▶ 「高額障害福祉サービス費等給付費」
の対象拡大
低所得の高齢障害者が介護保険を利用する際の自己負担額軽減
- ▶ 「居宅訪問型児童発達支援」の創設
外出困難な障害児の居宅訪問による発達支援サービス
- ▶ 「障害児福祉計画」の策定
都道府県・市町村に義務化
- ▶ 事業所の事業内容等の公表
サービス事業所に義務化

など

特養の建物要件緩和へ ～厚労省がパブコメ開始～

◆社福が特養を設置する場合には、現行の要件では「建物を所有する」か「国や地方公共団体から貸与または使用の許可を受ける」ことを原則としていますが、整備しようとする特養が都市部であることや、既に入所施設を経営している社福であること等の要件を満たす場合に限り、民間事業者からの賃借でも認可することができるようにする方向で議論が進んでいます。これにともない厚労省では、特養の建物所有要件の緩和に関するパブリックコメントの募集を始めました。

特養の待機者は昨年度には52万人を超えたと言われ、平成27年度の申込から特養利用者は原則として要介護度3以上に限られるなどの制度改革が行われています。定員の確保が急務である中で、この規制緩和が果たす役割に期待が寄せられています。

詳細は、電子政府の総合窓口 (e-Gov) でご確認ください。
(参考：e-Gov)

＜パブリック・コメントの概要＞

【募集期間】 平成28年3月22日(火)まで

【意見募集の内容】

国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について

【意見の提出方法】

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム
- (2) 郵送
- (3) FAX

介護職の処遇改善進まず ～全労連が調査結果を公表～

◆介護職員の処遇改善はこれまで「介護職員処遇改善加算」等によって実施されていますが、実際に月給が増えた職員は、4人に1人とどまっているという調査結果が公表されました。この調査結果は、労働組合の全労連が去年、全国の介護施設等で働く人を対象に行ったもので、3,950人から回答を得たとしています。このうち、平成27年4月の時点で「月給が増えた」と答えた人は25.3%、「変わらない」が49.5%、「下がった」が6.0%だったと報告されています。また回答者の中には「月給は増えたがボーナスが減った」という回答も4.7%あったとのことで、処遇改善を実施する一方で介護報酬単価の減額も並行して実施していることが影響しているという見方もあるようです。

一方、平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度においても、職員処遇改善のための加算が盛り込まれていますが、制度の難解さや現場への周知の不徹底などが原因で、厚労省の当初の予定した処遇改善が完全に実施できるのかどうか、微妙な状況のようです。

介護も子育ても、国の示している“現場職員の処遇改善”という理念を確実に実現するためには、財政面での支援のみならず、制度の精神の正しい理解と確実な周知が必要不可欠であるという点で、共通した大きな課題を抱えていると言えます。

(参考：NNNニュースほか)

☆本日は、東日本大震災からちょうど5年目の3月11日、奇しくも大震災のあった日と同じ金曜日です。犠牲となられた方々に想いを馳せつつ、被災された方々、現在も避難生活を送られている方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

